

## 鈴鹿市立〇〇小学校 PTA 細則（例）

### （目的）

第1条 この細則は、鈴鹿市立〇〇小学校 PTA 会則の規定に基づき、PTA 運営に必要な事項を定めることを目的とする。

### （役員を選出）

第2条 役員は、次の優先順位で選出する。

- （1） 公募を実施し、立候補を優先する。
- （2） 下の子がいない役員未経験の新6年生の保護者
- （3） 下の子がいない役員未経験の新5年生の保護者
- （4） 下の子がいない役員未経験の新4年生の保護者
- （5） 下の子がいない役員未経験の新3年生の保護者
- （6） 下の子がいない役員未経験の新2年生の保護者
- （7） 役員未経験で一番下の子が年少以上の保護者（上記に従い、上の学年から順に選出）
- （8） 役員未経験で一番下の子が年少未満の保護者（上記に従い、上の学年から順に選出）
- （9） 過去5年間で役員を経験している保護者

### （地区委員を選出）

第3条 地区委員は、地区毎に選出する。

- 2 地区は合川地区、天名地区、郡山地区の3地区とする。
- 3 地区委員は原則として会員7名につき1名を選出する。
- 4 地区毎に、地区代表を1名置く。

### （鈴鹿市 PTA 連合会天栄ブロック派遣役員の選出）

第4条 鈴鹿市 PTA 連合会天栄ブロック派遣役員は、次の優先順位で選出する。

- （1） 公募を実施し、立候補を優先する。
- （2） 立候補が無い場合は、役員会で選出方法を協議し、それに基づいて選出する。

### （会計）

第5条 会計の支払いは、次のとおりとする。

- （1） 支出科目及び定義については、会計別表のとおりとする。

- (2) 金銭の支払いについては、明細のある証拠書類を添付しなければならない。
- (3) 領収書等の受け取りが困難な場合は、会長の署名・押印でこれに代わるものとし、役員会で承認する。
- (4) 1 件の支払い又は 1 回の支払金額が 1 万円を超えるときは役員会の承認を得なければならない。

(細則の改正)

第 6 条 本細則の改正は、役員会において協議し、その承認を得るものとする。

#### 附 則

本細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### ◆検討事項の例

- ・ 役員の選出方法、優先順位及び免除の有無
- ・ 地区委員の地区設定及び人数
- ・ 会計別表作成の有無

|                                        |
|----------------------------------------|
| ※当該資料は、新 PTA の細則を例示するために、事務局が作成したものです。 |
|----------------------------------------|